

## 問 8 「行政連絡資料について説明してください」

行政連絡資料には、どのようなものがあるのでしょうか。また、どのように送付されてくるものなのかも説明してください。

## 答 「行政連絡資料には、主に次のようなものがあります」

市民の皆さんへのお知らせは、原則として「広報かしわ」を利用しています。しかし、市から戸別に配布しなければならないものや必要な事項については、各町会に行政連絡資料の配布、回覧及び掲示をお願いしています。

送付先の指定は、毎年4月中に世帯数などとともに御報告いただきますが、年度途中での変更もできます。

また、世帯数の多い町会の送付先は、概ね200世帯を基準に分けることもできます。

なお、予定される行政連絡資料には、主に次のようなものがあります。

- ごみ出しカレンダー
  - ゴミゼロ運動のお知らせ
  - 柏まつり交通規制のお知らせ
  - 公共下水道工事のお知らせ
  - 共同募金について
  - 市民まちづくり講座のお知らせ
- 等々

※町会には、柏市からの行政連絡資料以外にも、警察などの行政機関や民間の業者から、直接回覧依頼がされてくることもあります。

★送付日

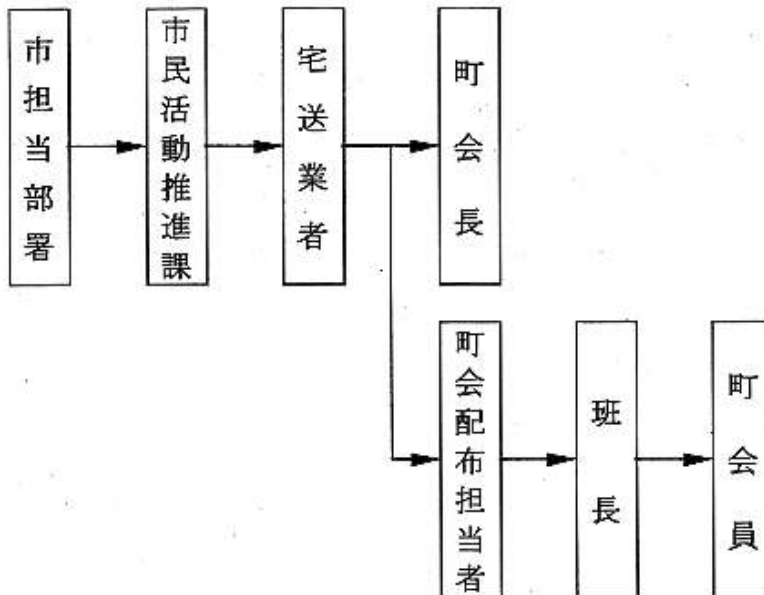
毎月1日

※ごみ出しカレンダーなど一部の資料は、臨時便での送付となります。

★送付方法

宅配業者により、指定先に送付します。

★行政連絡資料の流れ（例）



【問い合わせ先】

◎市民活動推進課

TEL：7167-1126